

入院基本料に係る届出内容の概要 ①

◆当院は厚生労働大臣の定める基準により看護を行っている保険医療機関です。

1病棟（認知症治療病棟入院料1）48床

当病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。

2病棟（精神科救急急性期医療入院料）41床

当病棟では、1日に12人以上の看護師が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

3病棟（精神病棟入院基本料15対1）57床

当病棟では、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と3人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は19人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。

4病棟（精神療養病棟入院料）55床

当病棟では、1日に10人以上の看護要員（看護師、准看護師及び看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は28人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は28人以内です。